

地方独立行政法人下関市立市民病院の年度評価実施要領

平成30年5月30日決定

令和3年6月7日改定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づき、設立団体の長（以下「市長」という。）が地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人下関市立市民病院に対する評価の基本方針（平成30年5月30日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

1. 評価方針

- (1) 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。
- (2) 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。

2. 評価方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に掲げる「第2から第5まで」の次の項目（以下「大項目」という。）の中の記載項目（以下「小項目」という。）について、その実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各項目の進捗状況を確認する。
 - ア 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - イ 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ウ 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
 - エ 第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画及び年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

3. 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、はじめに法人において自己評価を行い、続いて小項目評

価を行った上で大項目評価を行う。

(2) 法人による自己評価

ア 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、次の5段階による自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

区分	進捗の度合い	判断基準（目安）
5	年度計画を大幅に上回って実施している。	年度計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル
4	年度計画を上回って実施している。	年度計画を達成したレベル
3	年度計画を順調に実施している。	年度計画を下回るが、支障や問題は無いと考えるレベル
2	年度計画を十分に実施できていない。	年度計画を下回り、支障や問題があると考えられるレベル
1	年度計画を大幅に下回っている。	年度計画から著しく乖離したレベル又は未着手状態

イ 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。

ウ 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組及び法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

エ 業務実績報告書の様式は、別に定める。

(3) 小項目評価

ア 法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、また、必要に応じて評価に必要な資料の提出を法人に求め、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5段階で評価を行う。

イ 法人の自己評価と評価が異なる場合は、評価の判断理由等を示す。

ウ その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点等についてコメントを付す。

(4) 大項目評価

小項目評価の結果及び特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

区分	達成状況
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある。 (特に認める場合)

A	中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。 (すべての小項目が3～5)
B	中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。 (3～5の小項目の割合が9割以上)
C	中期計画の達成のためにはやや遅れている。 (3～5の小項目の割合が9割未満)
D	中期計画の達成のためには重大な改善事項がある。 (特に認める場合)

4. 全体評価の具体的方法

- (1) 項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

5. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人は、業務実績報告書を作成し、市に提出する。【6月末まで】
- (2) 法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、評価結果（案）を作成し、評価委員会の意見を聴く。【7～8月】
- (3) 評価を決定した際には、法人に通知し、これを公表するとともに、市議会に報告する。【8～9月】

6. その他

本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。